

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
施行令第五条第一項第一号の規定に基づき環
境大臣が指定する自動車又は電気機械器具の
一部

発令 平成7年3月30日号外環境庁告示第24号

最終改正：平成17年5月16日環境省告示第40号

改正内容：平成17年5月16日環境省告示第40号「平成17年
5月19日」

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第
一項第一号の規定に基づき環境大臣が指定する自動車又は電
気機械器具の一部

〔平成七年三月三十日号外環境庁告示第二十四号〕

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（現行）海洋汚
染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（平成一六年九月政令
二九三号により題名改正）（昭和四十六年政令第二百一十一号）第五条
第一項第一号の規定に基づき、環境大臣が指定する自動車（原動機
付自転車を含む。）又は電気機械器具の一部を次のように定め、平
成七年四月一日から適用する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項
第一号に規定する環境大臣が指定する自動車（原動機付自転車を含
む。）又は電気機械器具の一部は、次のとおりとする。

一 自動車の窓ガラス

二 自動車のバンパー（プラスチック又は金属から成る部分に限
る。）

三 自動車のタイヤ

前文（抄）〔平成一二年一二月一四日環境庁告示第七八
号〕

平成十三年一月六日から適用する。

前文（抄）〔平成一七年五月一六日環境省告示第四〇号〕
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法
律の施行の日〔平成一七年五月一九日〕から適用する。